

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会規約

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、市町村を取り巻く行財政が厳しさを増す中、市町村が地域の総合的な行政主体として、今後も住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、多様な手法により地域づくりを進めていくことが重要であるとの認識のもと、北海道市長会（以下「市長会」という。）、北海道町村会（以下「町村会」という。）及び北海道が連携・協働し、地域が抱える様々な課題に対処し、地域活性化を図ることを目的として、「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（以下「連携検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討等を行う。

- (1) 具体的な連携の実現に向けた課題への対応、地域へのアドバイス、支援策に関すること
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 連携検討会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 市長会参事
 - (2) 町村会政務部長
 - (3) 道総合政策部地域行政局行政連携課長
 - (4) その他、連携検討会の運営に必要と認める者
- 2 連携検討会に代表を置くこととし、道総合政策部地域行政局行政連携課長をもって充てる。
- 3 代表は、会務を総理し、連携検討会を代表する。

(会議)

第4条 連携検討会は、代表が招集し、開催する。

- 2 連携検討会は、必要に応じ、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(検討ワーキンググループ)

第5条 連携検討会にテーマを特定した検討ワーキンググループ(以下「検討WG」という。)を置くことができる。

- 2 検討WGのメンバーは、連携検討会が市長会、町村会及び道からの推薦に基づき指名する。
- 3 検討WGは、テーマに関して幅広い視点から専門的に調査検討を行うこととする。
- 4 検討WGには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携検討会及び検討WGに係る庶務は、市長会、町村会及び道総合政策部地域行政局行政連携課が協働して処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連携検討会等の運営に関し必要な事項は連携検討会構成員が協議することとする。

附則

この規約は、平成22年10月12日から施行する。

附則

この規約は、平成22年12月7日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。